

国保財政の厳しい現状をご存知ですか？

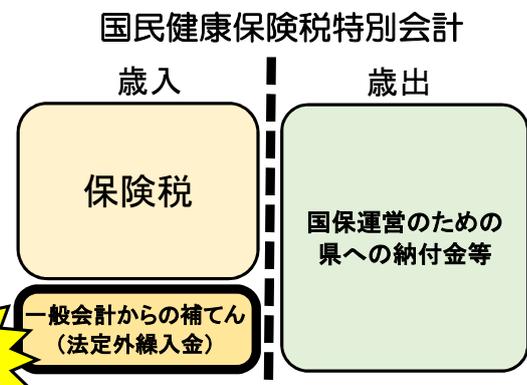
安心して医療を受けられる国民健康保険制度を維持していくために

国民健康保険の現状は？

国民健康保険（以下、国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療機関にかかることができるように、加入者全体で支え合う制度です。

被保険者に納めていただく国民健康保険税（以下、国保税）は国保制度を維持していくための重要な財源となります。

保険給付に対する県への納付金など必要な歳出に対して歳入が少ないため赤字が発生し、その分を一般会計から補てんしており、被保険者以外の市民の皆さまにもご負担をいただいている 厳しい状況です。



赤字を減らすためには？

国保財政の歳出の中で多くの割合を占めるのが、保険給付（医療費）で、被保険者の高齢化、医療の高度化により、一人当たりの医療費は年々増え続けています。

現在、病気の早期発見、早期治療につながる特定健診の推進を行い、長期的な歳出の削減に取り組んでいますが、赤字は毎年発生し増加しています。

赤字解消のためには、国保税の所得割率や均等割額の見直しが必要となります。

一般会計からの補てん
(法定外繰入金)



標準保険税率とは？

国保の運営主体である埼玉県が健全な国保運営に必要な財源の確保を目的として定めているのが「標準保険税率」です。

埼玉県では、現在、市町村ごとに異なる保険税率について、同じ世帯構成や所得であれば県内どこでも同じ保険税額となる保険税水準の統一（完全統一）を目指しており、その過程において、令和9年度に収納率格差以外の項目を統一（準統一）することを目標としています。

他市町村も標準保険税率の導入に向けて国保税の見直しを行っています。

	所得割率 (%)	均等割額 (円)
草加市	11.4	44,600
標準保険税率	12.37	75,733
差	0.97	31,133

草加市の国保税は、埼玉県の標準保険税率と比較しても低く設定されています。

急激な保険税の負担増とならないよう、段階的に見直ししていく必要があります。

国保財政を改善し、国民健康保険制度を健全に運営していくためには、国民健康保険税の見直しを、早急に検討しなければならない状況です。

【 問合せ先 】

草加市 健康推進部 保険年金課 保険税係

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号 TEL : 048-922-1592 FAX : 048-922-3178